

税制調査会（第4回税制調査会 法人課税ディスカッショングループ）議事録

日 時：平成26年4月24日（木）14時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○大田座長

ただいまから第4回法人課税ディスカッショングループ（以下、「法人課税DG」という。）を開会します。

今日は地方法人課税について御議論いただきます。

法人課税DGに引き続き、国際課税ディスカッショングループ（以下、「国際課税DG」という。）が開催されます。この国際課税DGのメンバーでない方も、御都合がよければどうぞ引き続き御参加ください。

それでは、カメラはここで御退室をお願いします。

（カメラ退室）

○大田座長

では、議題に入ります。まず、これまでの皆さんの様々な御意見を念頭に置きまして、私と事務局とで論点の1枚紙を作成しましたので、その説明をいたします。

続いて、この論点に関連する部分を中心に、総務省、財務省に資料を御説明いただきます。

その後、地方財政審議会に設置された地方法人課税のあり方等に関する検討会、神野先生が座長を務められておりますが、報告書ができていますので、その内容も含めてコメントをお願いします。

それでは、まず総務省の開出都道府県税課長、よろしくをお願いします。

○開出都道府県税課長

それでは、まず論点から御説明します。1枚紙の地方法人課税の論点というペーパーを読み上げさせていただきます。

1. 行政サービスの費用を分担する地方税の趣旨に照らして、また地方税収の安定性を高めるために、法人事業税における付加価値割の比重を高めるべきではないか。あわせて、より簡素な税にして、納税者の事務負担を軽減することが必要ではないか。

2. 法人事業税の外形標準課税は現在資本金1億円超の企業（全法人の1パーセント）だけを対象としているが、行政サービスの費用を広く分担するために、対象を広げるべきではないか。

3. 地方税負担における応益性の強化や、税収の偏在性の是正、税収の安定性の確保の観点から、法人住民税均等割の増額を検討すべきではないか。その際、資本金等の額と従業者数を基準とする仕組みも再検討が必要ではないか。

4. 費用を広く分担する観点から、地方法人課税だけでなく、固定資産税や個人住民税のあり方も含めて検討すべきではないか。

5. 地域密着型のサービス産業の生産性を高めることは日本経済及び地域経済の重要な課題である。この観点から、地方税においては生産性が高い事業者にのみ負担が及ぶことがないよう応益性を高めることが必要ではないか。

6. 事業税と固定資産税等は、法人税の課税所得算定上、損金算入が認められており、地方における超過課税や減免等により国税の課税ベースが変動するなどの問題点がある。実効税率が上がらないように調整のうえ、損金算入の措置を止めるべきではないか。

以上です。

続いて、資料の御説明をします。

右肩に法D4-1と書かれた総務省の資料、地方法人課税の改革、外形標準課税と書かれた資料を御用意いただきたいと思います。

まず1ページですが、地方税収と地方財政の財源不足の状況を示したものです。右の棒グラフにあるように、近年10兆円を超える財源不足が生じているところで、赤の部分ですが、いわゆる赤字地方債を増発する等の非常に厳しい財政状況にあり、この状況を勘案した御議論が必要だと考えています。

2ページ、法人関係税の国・地方の配分の状況です。国税の中の法人税の34パーセントが地方交付税の原資となっています。これを勘案すると色の付いた部分が地方の財源分ですが、全体の約6割が地方財源になっています。

今回の見直しの中で、地方税部分の見直しは当然ですが、国税部分の見直しも地方財政に大きな影響を与えることに留意が必要ではないかと考えています。

3ページ、国・地方を通じた法人課税の体系です。実線から上の部分が国税で、法人税と平成26年度改正で創設された地方法人税があります。その下が地方法人2税ですが、都道府県、市町村が課している法人住民税、都道府県が課している法人事業税があります。このうち法人住民税の法人税割は、国税の法人税額そのものを課税標準とするもので、斜線の入った部分が図示されています。また、法人事業税の所得割は、法人税法の所得計算によるということで、所得の概念が共通している体系になっています。したがって、国税について見直しがされる場合には、地方税にもその分が影響してくる関係になっています。それを示した図です。

地方法人所得課税については、幾つかの課題が指摘されているところです。4ページがそのうちの偏在性に関する資料です。都道府県人口一人当たりの指数を棒グラフにしたものです。地方税全体では一番左の欄ですが、最大の東京都と最小の沖縄県の差が2.5倍ですが、地方法人2税については真ん中の欄ですが、最大／最小は5.7倍と、偏在性の大きい税目となっています。

もう一点、6ページは、税収の推移が棒グラフになっています。御覧のように、地方消費税や固定資産税は、非常に安定した税収推移となっていますが、濃い青の太線、地方法人2税については景気変動に伴い税収が大きく上下するという状況が見てとれ

ます。

こういった課題がありましたので、7ページですが、地方財政審議会に地方法人課税のあり方に関する検討会を設置し、報告書をまとめていただきました。

一番上の丸ですが、まず総論として地方団体の行政サービスからの受益に応じた負担を法人の事業活動に求めることは適当であり、地方法人課税そのものは引き続き重要な役割を担うべきという基本的な考え方が示されています。ただし、2番目の丸ですが、地方法人所得課税については税収の偏在性が大きく、年度間の税収の変動が大きいという問題がありますので、まず法人住民税法人税割については、国税に移管して交付税原資化を図るべきではないかという点。

もう一点、法人事業税所得割については、外形標準課税の拡充、付加価値割の充実等を目指すべきではないかという方向をお示しいただいたところです。

3番目の丸ですが、外形標準課税への移行は法人実効税率を引き下げる効果があるとの認識を示した上で、既に付加価値割が導入されている資本金1億円超の法人について、所得割を付加価値割に切り替えていくことと、資本金1億円以下の法人に付加価値割を導入していくことのどちらを優先的に進めていくかについても、十分検討する必要があると指摘いただいています。

最後に、法人実効税率の議論については、現下の厳しい地方財政の状況に鑑みれば、単なる法人の負担軽減に留まるような見直しを行う余地はないという認識を示していただいているところです。

これを受けて8ページの平成26年度の与党税制改正大綱ですが、消費税8パーセント段階で偏在性を是正するために、法人住民税法人税割の一部を地方交付税に原資化するという方針が示され、法案の改正が行われました。1. にありますが、法人住民税法人税割の税率を引き下げて、それに見合った税率の、2. の地方法人税を創設し、交付税原資に繰り入れることになりました。また、消費税10パーセント段階でも、さらに法人住民税法人税割の地方交付税原資化を進める方向が示されています。

9ページ、外形標準課税が法人事業税に導入されたのは平成15年改正ですが、平成15年度における税制改正についての政府税制調査会の答申です。この中で法人事業税への外形標準課税の導入意義について、四点の指摘をいただいています。

1、税負担の公平性の確保。2、応益課税としての税の性格の明確化。3、地方分権を支える基幹税の安定化。4、経済の活性化・経済構造改革の促進といった重要な意義を有する改革であり、早期に導入すべきであるという答申をおまとめいただいたところです。

10ページが現在の外形標準課税制度の概要です。一番上に枠囲みがありますが、資本金1億円を超える大法人が対象ということで、平成24年度においては全245万社のうちの2.4万社、1パーセントが対象になっています。図がありますが、導入前は全て所得に対して課税していたため所得割のみですが、導入後の図ですが、全体を3対1に

分けて、その1の部分、つまり4分の1の部分に外形標準課税を導入しました。その中でさらに2対1に分かれて、付加価値割と資本割が導入されました。

具体的な課税標準は下に示していますが、付加価値額として報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料からなる収益配分額に、単年度損益を加えたものを付加価値額として0.48パーセントの税率を掛けて計算します。資本割は、資本金等の額に0.2パーセントを掛けたもので、この結果、所得割の税率が9.6パーセントから7.2パーセントに下がり、外形標準課税部分については非常に低い税率をかけた課税がされる仕組みになったところです。

11ページは、外形標準課税導入と実効税率の関係です。今、申し上げたように所得割の税率が下がった関係で、全体の国と地方合わせた法人実効税率ですが、1.33パーセント低下したことになっています。

12ページは、現在の外形標準課税が導入される前に、様々な外形の仕組みについて政府税制調査会で御検討いただいた内容です。12ページの(イ)に事業活動価値とありますが、現在の付加価値割の課税の仕組みについて検討された内容です。(ニ)が資本割の部分ですが、説明は省略させていただきます。

13ページは、平成19年の政府税制調査会答申です。一番下の2行だけ紹介させていただきますが、応益性の観点から将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきであるという答申をいただいています。

14ページは、外形標準課税、対象法人における税收推移の実績です。下の二つが外形部分ですが、付加価値割及び資本割については、非常に安定した税收推移を示しています。所得割については景気変動により上下があるという姿を示したものです。

15ページは、全国知事会からの御提案です。最後の行にあります。外形標準課税制度の拡充を検討すべきであるという御提案をいただいています。

16ページは、法人住民税の体系を示したものです。均等割と法人税割があります。法人住民税の性格については一番上の丸にあります。地域社会の費用についてその構成員である法人にも個人と同様、幅広く負担を求めるものということが課税根拠となっています。

均等割について、17ページに現在適用されている税率の表があります。都道府県民税は資本金等の額に応じて定額の金額が決まっています。市町村民税は資本金等の額の階級区分に加えて、従業者数の合計数が50人超あるいは50人以下でそれぞれ定額の金額が定められています。

18ページは、法人実効税率に関する地方団体、3団体からの意見です。御覧いただければと思います。

また、今回の論点では個人住民税や固定資産税も併せて検討すべきという点が入っています。19ページから21ページにかけて、個人住民税と固定資産税の概要を資料として添付していますので、御覧いただければと思います。

○大田座長

ありがとうございました。それでは、財務省の富安税制第三課長、お願いします。

○富安税制第三課長

法D4-4という資料の2ページを御覧ください。ドイツにおける営業税の取扱いです。ドイツでは地方税として外形的な課税ベースを含む営業税が存在しています。営業税は課税ベースの計算において損金算入が認められていますが、2008年の法人税改革でこの措置が廃止されました。当時の課税ベース拡大は全体で234億ユーロの増収でしたが、そのうちの半分に当たる114億ユーロの増収をこの措置によって講じています。

左側の営業税の課税ベースを御覧いただくと、法人税法上の利益というものがあります。それに固定資産の賃貸料あるいは固定資産の不動産の賃貸料、一時的な権利の譲渡に係る支出といった、一定の外形的な基準が加算されています。

右側にその趣旨が書いてありますが、法人税や所得税の算出基礎から営業税の控除をなくすことにより、税目間の収益の境界を明確化し、租税負担の透明化を実現することが目的となっています。

1ページにお戻りいただき、原稿の法人税法ですが、法人事業税や固定資産税等の地方税は損金に算入されています。

見直しの視点にあるとおり、法人事業税等は、所得から納付することが予定されている法人税や法人住民税と異なり、事業に関連して発生する税であることから、費用性があるものと認められ、損金に算入されます。ただし、このことは納税者の国税負担を軽減しつつ、地方税収を確保していることを意味しています。特に例えば地方公共団体が超過課税を行う場合、その分、交付税財源ともなっている国税収入が減少しますし、法人住民税や事業税の課税ベースが縮小するので、他の地方公共団体の税収入にも影響を与えることとなります。

また、最近多くの地方公共団体において特区制度などの活用を図りながら、これらの地方税の減免によって企業誘致を行おうとしています。この場合には逆に国税での損金算入額が減少し、国税負担が戻ってくるという状況です。これは上述のように地方税の実質負担が国税における損金算入によって軽減されていることの裏返しですが、納税者にとっては分かりにくい仕組みとなっています。

仮に損金算入を制限すると、地方税の方で独自課税が軽減された場合には、それがフルに納税者に軽減効果が伝わることになるので、地方の独自税の発揮にも役立つと考えています。

ドイツについては今、申し上げたとおり、国及び地方の双方にそれぞれの税目による収入の境界を明確化することで、営業税の損金算入を制限したところです。

○大田座長

ありがとうございました。それでは、神野会長代理、お願いします。資料の法D4-5です。

○神野会長代理

1枚おめくりいただければと思いますが、先ほどお話いただいたとおり、私は地方財政審議会の下に作られた検討会の座長を務めさせていただきましたので、その立場から先ほど来、総務省から御説明いただいた件について、特に法人事業税の外形標準化問題に焦点を絞りながら、補足的なコメントをさせていただければと思います。

1ページを御覧ください。外形標準化は平成16年度から実施されますが、その前に、私が地方制度調査会に提出した資料に基づいて、法人事業税の外形標準化の根拠を少し説明させていただきます。

四つほどありまして、第一は地方税の課税原則です。これに合わせる形で見直すということで、課税原則のうち三大課税原則、一つは公平性の原則。これは応益原則に基づきますが、応益の立場から見る公平性の原則。それから、安定性の原則は時期的に見て税収が安定的であるということ。普遍性の原則は地域的に偏在しないで普遍的に存在するようにさせることという、三つの原則に合わせる形で外形標準化を導入すべきだというのが第一です。

第二は、これは税源配分の原則。どういった税金を国税に持って行って、どのような税金を地方税に持っていくのかという原則ですが、これは応能原則に基づく課税は国税に、それから、応益原則に基づく課税は地方税にという、これはミーケルの改革が定式化したものですが、シャープ勧告も受け継いでいるので、人税は国税に、物税は地方税にと言っていたいただいても構いませんが、そのような原則を明確化させることができるというのが第二です。

第三は、地方自治体はオープンシステムの政府で、国境を管理しない政府、これが地方自治体です。出入りが自由ですので、入退室が自由な政府が課税をするときの原則で、その地域社会にメンバーシップ、選挙権があると理解していただいても構いませんが、そういったメンバーシップを持った人が負担する租税と、他の地域社会にいながらその地域社会の公共サービスの利益を受けて事業を営んだり、あるいは不動産を所有したり、市場で様々な取引をしたりする際に負担してもらうという税金を組み合わせるべきであるというのが第三です。

第四は、ここには書いていませんが、独立税主義です。戦前は、官治的な自治ということで付加税主義でした。国税と課税ベースが同じ税金で地方税は構成されていましたが、戦後は民主的な自治に基づいて独立性を設けることをシャープ勧告が指摘しました。そこでシャープ勧告は、市町村に固定資産税という独立税、それから、道府県には付加価値税という税を作るよう提案しました。

ところが、現在というかその時は、事業税は国税と完全に同じ課税ベースになっていたもので、これは独立税としての意義を明確化すべきだというのが第四の論拠です。

2ページは、法人事業税の沿革ですが、先ほど申したように、シャープ勧告が戦後の民主主義的な改革として独立税主義を打ち出して、都道府県税として付加価値税を

導入するよう勧告しました。この法案は成立しました。昭和25年のところにあるように、「都道府県が企業にある種の税を課することは正当である。というのは、事業及び労働者がその地方に存在するために必要になって来る都道府県施策の経費支払を、事業とその顧客が、援助することは当然だからである。」これが課税の根拠です。

2番目の丸ポツですが、その解決方法としては企業の活動量を示す付加価値に課税すべきで、利益だけではなく、利益と利子、賃貸料及び給与の支払額の合計、付加価値を企業の活動量の規模が表すものとして課税すべきである。このような提案をして、昭和25年に成立したのですが、実施は1年延期されました。その次の年にまた延期され、昭和29年に独立すると同時にこの税を廃止してしまって、現在の事業税、また元の所得課税に戻りました。

そこで地方団体は応益的な課税と独立税をきちんと設けるべきだということで、長年の悲願として外形標準化を要求してきました。それで、お話ししたとおり、平成16年によく導入されました。

付加価値には二つの流れがあり、一つは消費課税としての付加価値税。もう一つは企業課税としての付加価値税です。これらは課税のインパクトが違います。生産物市場で課税するか、要素市場、生産要素、要素サービスを取引する要素市場で課税するかで、取引の視点が違います。売上税をどうにか精緻なものにしていこうとして生まれた消費課税としての付加価値税と、企業課税をどうにか合理化していこうとして生まれた付加価値税の二つがあります。

この整理は、3ページにあるとおり、平成8年11月の政府税調でも示されていて、下線部を読むと、二つの付加価値税は全く違うものだとして明記されています。

4ページを御覧ください。外形標準課税の導入に当たって前年に出された政府税制調査会答申には、この外形標準課税の導入は税負担の公平性、これは応益的な公平性ですが、税の性格を明確化するとともに、独立税として安定化、経済の活性化、経済構造改革の促進などの重要な意義を有する改革だと位置付けています。

今回、経済の活性化や経済構造の改革の促進等の理由で法人税の実効税率を引き上げるとすれば、課税ベースの拡大は外形標準課税を拡充していくことで、両立できるのではないかと思います。

5ページは、先ほど開出都道府県税課長から説明していただいたものと同じ資料ですが、三つ目のポツを御覧ください。付加価値割を広げるときに、今、1億円超の企業に付加価値割が適用されています。今、部分的にしか適用されていないものを、付加価値割の半分あるいは全部付加価値割を、所得割を全部吸収してしまうのか、あるいは半分にするのか、それとも今、資本金1億円超しか適用していませんが、いかに適用していくべきかは慎重に検討すべきだとしています。なかなかこれは難しいのでここで検討せざるを得ないかと思いますが、もし国際経済競争力等を考慮するのであれば、現在の1億円超の法人について適用部分を拡大していく方向を優先すべきでは

ないかと個人的には思っています。

これも個人的なコメントになりますが、座長のお示しになった論点に関連して、ドイツで行った大規模な課税ベースの拡大を見習うことは非常に重要だと繰り返し申し上げていますが、この事業税や固定資産税という物税の損金算入を止めることによって広げる問題について言えば、これは大規模な税率の引下げを行う場合は検討すべき課題だと思います。ただ、正当性をどう説明するかですが、固定資産税や事業税は物税ですから、これは公共サービスに対する支払いとして根拠付けられていますので、これとの両立を慎重に考えて、同じような課税ベースに租税を国税と地方税と掛けたときにタックス・コーディネーションをせざるを得ないのですが、タックス・コーディネーションとして考えて、極めて慎重に考えて定義しないと、それぞれの税金の課税の根拠を失うようなことは避けるべきではないかと思えます。

○大田座長

ありがとうございます。

それでは、この論点を中心に御意見を伺います。御発言のある方はプレートを立てていただき、恐縮ながら1回の御発言は1分以内に留めていただきます。お急ぎの方は声と手を両方挙げていただくようお願いします。

では、佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

どうもありがとうございました。地方税の問題は非常に難しいので、慎重にというのは本当にそのとおりだと思います。

この論点のお話ですが、1番目の簡素な税にしてというのは非常に賛成です。ただ、その上に書いてある法人事業税における付加価値割は、私の添付資料の4ページにあるように、賃金への課税が中心で、雇用を増やせば増やすほど増税になります。雇用の維持や創出に悪影響を及ぼすとともに、賃金増加、この全額が課税の対象になる場合があります。

現在、安倍政権で政労使一体となって取り組んでいる賃金上昇にもろにぶつかります。なおかつ、私の添付資料の7ページに書いていますが、法人事業税の偏在度は現在、5倍以上となっています。このことから、外形標準課税は地方税の偏在是正には効果がないのではないかと思います。

2番目、これが多分一番慎重にしなければいけないと思いますが、資本金1億円以下の法人に本当に課税ベースを広げて大丈夫なのか。なぜかと言うと、中小企業の人件費は一般的には比率が高いです。ですから中小企業の経営を本当に圧迫してよいのか。なおかつ地域の雇用の約8割は中小企業です。そこで本当に地域全体を元も子もない形にしてしまったら、なかなか難しい。どうしても広げたい場合はタックス・プランニングをしている法人成りをきちんと定義して、捕捉できたら、そこに課税するのであればよいのですが、真面目に働いている中小企業の人にそのような課税をして

よいのかという話は、なかなか理解しにくいと思います。

3番目は応益性。応益性の話そのものは、結構難しいです。応益性は、徹底すれば徹底するほど、コストパフォーマンスからすると人口が大きくサービスが充実している大都市圏にサービスが集中しますので、そこに企業が集中して地域間格差が拡大していってしまいます。ですから本当に応益性をパラメータにすることが良いのか悪いのかは、やはり考えた方が良いのではないかと思います。

4番目、5番目は賛成です。

6番目の事業税は、非常に問題があると思います。事業税は性格上、その所得に課せられる法人税、法人住民税とは異なり、事業に課せられる税で、固定資産税や都市計画税と同様に損金算入できるのは税理論として当たり前だと思います。

財源捻出のために理論を無視した議論を行うのではなく、前述のとおり事業税の所得割部分、これは国税の法人税と統合するといった税体系全体としての議論をしていくべきです。少なくとも利益を課税標準としない付加価値割や資本割、これは企業会計上、営業費目として処理されることとされていて、基本的には損金算入されるのが当たり前だと思います。

○大田座長

ありがとうございます。それでは、土居委員、お願いします。

○土居委員

私も地方法人課税の論点の順番に沿いながらお話をさせていただきますが、まず、そもそも地方自治体の課税として応益性が重要だということは、私もそのとおりだと思います。ただ、応益性というのは、本来は住民が行政サービスを受けていますから、本質的には住民に課税をする、つまり個人住民税や土地に対する固定資産税が本来、応益性のある税の本丸であって、外形標準で応益性を高めるという話は、本当にそうなのかというところに対して非常に深い疑問があります。

そういった意味では論点の4番や5番については、基本的には固定資産税や住民税にまで政府税調でも議論を及ぼしていくべきだと思います。

1番目、2番目の外形標準課税の話ですが、私も外形標準課税を拡大するべきではないという立場です。

付加価値割は先ほど佐々木特別委員も言われたように、本当に結果的に企業がその地域で利益を上げた、ないしは人を雇ったということであっても、結局は課税される側面があります。つまり、例えば総務省の資料、法D4-2の17ページに、雇用安定控除があるので必ずしも人件費課税ではないという見方があるようですが、これは決してそうではないと申し上げたいと思います。

例えば17ページに、報酬給与額が800万円という例示がありますが、これが仮に900万円に増えた、他は変わらずに100万円増えたとなると、収益配分額は100万円増えた分だけ大きくなって1,100万円になります。これは70パーセントを超えているので、当

然この雇用安定控除は適用されますが、報酬給与額900万円に対して受けられる雇用安定控除額は130万円にしかありませんので、結局のところ付加価値額は従来1,300万円だったものが1,170万円にしかならず、給与を100万円増やしたといっても、結局は70万円も付加価値額として課税ベースが広がってしまう形で課税されてしまうこととなりますから、やはり報酬給与額を増やしたといってもかなりの部分、100万円増やすと70万円課税ベースが広がるという、それぐらいのインパクトで、結局のところ雇用安定控除は効かないこととなりますから、やはり人件費課税になっているという意味で付加価値割は問題があると思います。

最後に6番目ですが、私も損金算入の措置を止めることには賛成で、損金算入をしない、措置を止めることを通じて、国税と地方税の収入をはっきり、より明確にできるのではないかと。法D4-1の2ページにもあるように、損金算入によって課税ベースが小さくなる部分が地方税の中でも相当多い。法人税の交付税財源、所得割に効いてくるので、そこは損金算入の措置を止めることでよいのではないかと思います。

○大田座長

ありがとうございます。では、諸富特別委員、お願いします。

○諸富特別委員

私自身は、法人の地方に関する課税部分について、もし税率を引き下げていくなれば、外形標準化は非常に重要なことだと考えます。

本来、もともとシャープ勧告で付加価値税が提言されたこともあり、それは挫折しましたが、神野会長代理が御説明になったように、地方財政審議会では法人事業税はきちんと応益課税としての性質を強めて、外形化を進めていく。それから、住民税の部分については、交付税原資化していくことによって役割分担をはっきりさせる方向を打ち出されていますが、地方の法人課税が、これまで国税の課税ベースと同じく利潤課税になっていたところを、役割分担をしていくという方向が明確に出てきています。その意味では法人税率引下げの議論と関連して、地方法人課税の外形標準化は法人課税における役割分担の議論と平仄が合っており、そういった意味では、外形標準課税を進めていくという基本的な方向性は、税率の引下げという議論と整合的に進めていくことが望ましいと考えます。

最終的にどのような方向に行くかはこれからの議論でしょうが、恐らく中小企業について外形標準化を進めるのは非常に慎重論が大きいでしょう。私自身もまずは1億円超の大企業から外形標準課税を強化していく方向を検討するのが優先事項ではないかと思っています。

この外形標準課税が報酬給与額に対する課税強化にならないか。この問題が先ほど来、出ていますが、もともと付加価値額を要素分解していくと、純支払利子と純支払賃貸料と報酬給与額、さらに単年度損益が入っているので、仮に報酬給与額を増やしたとしても、その分だけちょうどその単年度損益が減少することになり、総付加価値

額が実は報酬給与額の増減と関係なく、総付加価値額が決まってしまうれば報酬給与額が増えようが減ろうが、結局、税負担が変わらないので、報酬給与額に対する課税強化という批判は恐らくミスリーディングではないでしょうか。付加価値額は各生産要素の選択に対しては中立的なものですので、ここはきっちり押さえていただきたい。それに加えて土居委員が御指摘になった雇用安定控除が入っていますから、雇用に相当配慮された税制だと私は考えています。

最後に地方税の損金算入ですが、これは財務省から御説明があったように、地方がこれから法人課税を独自に強化したり、超過課税したり、逆に特区なんかで引き下げたりしていく場合、近隣の他の自治体に影響を与えたり、あるいは国の税収源で自分たちの政策を実施したりというのは不合理だと思いますし、経済学でいう水平的な外部性、垂直的な外部性が引き起こされて、ゆがみが生じますから、損金算入をしない方向で検討していくのは、これはまた合理的な方向ではないかと思います。

○大田座長

土居委員、お願いします。

○土居委員

今の諸富特別委員の雇用安定控除の話ですが、仮定が間違っていると思います。つまり給与を増やすために損益を悪化させることが前提になっていると思いますが、必ずしもそうではないかもしれない。景気が拡大する局面では付加価値額としては増える。その増える付加価値を株主に配当する意味で単年度損益の方に計上するか、それとも給与を増やす形で計上するかという、そういった意思決定を企業がした場合には給与が増えた分だけ損益が減るという関係にはなりません。そうすると雇用安定控除があっても人件費課税になると思います。

○大田座長

佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

先ほど雇用安定控除の話がありましたが、これがあるのだから外形標準課税は問題ないという話ではありません。雇用安定控除を適用しても賃金増加額の7割が課税対象になるという話がありましたが、これに加え、基本的には現在も報酬給与額が収益配分額の7割を下回っており、かつ、賃金増加後も7割を下回る場合には、雇用安定控除の適用は受けられません。ですから雇用安定控除を含め何が良いのかというのは、やはり全体の影響を見てきちんと行っていただかないと、何となくそうだと思うと全体がひずんでしまいますので、ぜひお気を付けてください。

○大田座長

上西特別委員、お願いします。

○上西特別委員

外形標準課税の導入には強く反対します。理由は三つあります。

一つ目、外形標準課税の拡充は、結果として付加価値の中心である給与報酬について課税の強化につながり、現在の施策に反することになります。とりわけ中小法人等では労働分配率が高いことにも留意が必要であると思います。

二つ目ですが、雇用安定控除の話が出ていますが、そもそも付加価値額の算定は事務負担が非常に大変です。これを中小法人等に引き下げたときに、恐らく大半の経営者は理解と納得が得られないと思います。

三つ目ですが、申告する以上は適正な課税が行われているかどうかといった執行上の問題も議論すべきだと思います。これは国税ではなく道府県ですので、課税対象法人を増やした場合に適切な執行が確保できる策も検討されているのかどうか。現状で難しいと思います。これが論点の1番と2番です。

3番と4番は方向性としては妥当だと思います。3番目は法人住民税均等割の増額ですが、総務省の資料、法D4-1の17ページにあるように、資本金等の額と、市町村ではさらに従業者数の組合せですが、バランスが悪いというのが実際の実務をやっている者の感覚です。一から作ったらこのような割合にはならないと思いますし、他の尺度も一つぐらいあってよいのかなと思います。安定的なもので、例えば会社の純資産そのものを見るとか、法人税ベースで言えば利益積立金を見るとか、若干複雑にはなりますが、見直しの際にはこれらは候補に上がってくると思います。

4番目の個人住民税ですが、応益課税は住民税ベースに考えるべきだと思いますが、課税最低ラインあるいは課税ベースの議論も同時に行うべきだと思います。税率だけではなく。すなわち給与所得控除と公的年金控除という手厚い概算控除が残っている段階で、税率だけの見直しはいかがなものかだと思います。

5番目の内容は賛成いたします。

6番目は、確かに損金不算入も一つの方策だと思いますが、事業税と固定資産税では若干性質が異なると思います。さらに先ほど佐々木特別委員が言われたように、事業税の中でも所得割とそれ以外のものについても性質が異なることも踏まえた上で、損金不算入とすべきものについて検討すべきではないかだと思います。

○大田座長

ありがとうございました。では石井特別委員、お願いします。

○石井特別委員

これまでなかなか出席できなかったのですが、今日はぜひ一言言わせていただきたいと思います。

まずこの論点整理の大前提として、今の内閣の方針として法人実効税率を引き下げるべきだということがあると思いますが、私も日本の経済の再興、再生を考えると、大きな方向としてはそのようなことかだと思います。

同時に、別途、私の資料も御覧いただきたいと思いますが、今の経済財政諮問会議でおまとめになった中長期の経済の試算を見ましても、名目成長率3パーセント程度

と見込んでもプライマリー・バランスの2020年の黒字化は困難だと言っていますから、やはり実効税率の引下げをする場合には政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大、あるいは他の税目での増収策による代替措置により、必要な地方税財源を確保することも併せて検討していただきたい。私は地方の代表的な位置付けにもなっていますから、地方のことを特に強調させていただきませんが、地方の歳入に影響を与えることがないようにしていただきたいと思います。

国も大変ですが、社会保障費が毎年1兆円ずつ増える。地方も7,000億円ずつ増える。こういった構造になっていますから、どうしてもできるだけ税収をニュートラルにしてももらいたいと思います。

そのような流れから申しますと、この地方法人課税の論点の1番の法人事業税における付加価値割の比重を高めていく。また、できるだけ簡素な税にして納税者の事務負担を軽減する。こういった大きな方向として私は賛成というか、このような方向だろうと思います。

二つ目の外形標準課税、資本金1億円超とするかしないかですが、これは現実論として今、何人かの委員の方が言われたとおりで、私も地方の中小企業の経営者の方とよく様々なお話をしますが、1億円以下の中小企業に、今の段階で外形課税導入というのはなかなか難しいのではないかと考えていて、まずは資本金1億円超の企業について外形課税を広げていくことを、有力な選択肢として御検討いただいてよいのではないかと思います。

先ほどから外形課税は給与課税だからという話があります。これは私も以前、体験しましたが、平成16年ごろ、4分の1の外形課税導入で決着しましたが、当時もこれは結局、給与課税ではないかという懸念、指摘がありました。しかし、先ほど言われたように、もちろんそう単純な話ではないにしても、法人の付加価値というものがあって、給料を増やせば損益の方はその分だけ減るという関係にはなりますので、これはあくまで付加価値にかけていると理解をしていただいてよいのではないのでしょうか。

雇用安定控除もそういった議論をしたのですが、やはりいろいろ御心配される向きもあったので、その制度を当時作ったという経過があります。

それから、どなたか都道府県の税務事務のことからして、外形課税をきちんとやれるのかといった疑問を出された方がいたと思いますが、今、現に4分の1であれ外形課税をやっていますから、都道府県税である法人事業税については、それを例えば4分の1を2分の1にすることによって何か税務事務が混乱し、企業にすごく過大な負担を与えるなどといったことはないと思います。

もともと先ほど神野会長代理のお話があったように、法人事業税は応益課税ですから、そうすると付加価値的なものに課税していくのが本来のあり方ではないかという、シャープ勧告以来の様々な経過がありますので、もちろんここでも様々な議論があると思いますが、大きな方向としてはこれを御理解いただけるはずだと思います。だか

からこそ様々な経過がありますが、たしか平成16年から外形課税が4分の1であれ導入できたという経過があると思います。

論点の4番で、固定資産税、個人住民税のあり方を含めて検討をすべきというのは中身が書いてありませんが、幅広く検討することは良いことだと思いますが、地方で実際に行政に携わっている私の実感では、消費税を5パーセントから8パーセントに上げて、いずれ10パーセントに上げるという現実からすると、それに合わせて個人住民税や固定資産税も上げることで、様々なきめの細かい話は別にして、これで大きな税収を稼ぐことはなかなか現実的ではないと思います。検討することはもちろん結構だと思います。

5番の趣旨がもう一つよく分かりませんが、地方税においては生産性が高い事業者のみに負担が及ぶことがないように、応益性を高めるというのは、例えばどういった意味で言われているのか。所得にだけ課税するのではなく、付加価値を高めると、この生産性が高い事業者にのみ負担が及ぶことがないようにというのは、私は意味が分かりかねますが、いずれにしても応益課税という方向で考えることは結構だと思います。

6番目の、事業税と固定資産税について損金算入が認められていて、これをこの際止めたらどうかということですが、私は、法人事業税を外形課税する際にも当時、非常に多くの企業経営者の方とお話する機会がありました。その際に皆さん最後に分かったと。外形課税も確かに必要だと言っていたのは、やはりこれは応益課税であることと、したがって経費としての性格が強いので損金算入されることを前提にしていたからそうだと御理解いただけた経過があります。当面、法人の実効税率を引き下げることが至上課題で、どうやって税収を確保していくかは非常に悩ましいことで、日本の財政、国の将来を考えると、そう気楽に法人税のパラドックスのような議論するのはなかなか難しいように思いますので、何とか税収を確保したいというお気持ちはよく分かりますが、応益課税としての法人事業税なり固定資産税の性格からして、本当に理屈上そういった損金算入を認めないという整理ができるのか。これは十分御議論いただく必要があると思います。

○大田座長

ありがとうございます。高田委員、お願いします。

○高田委員

基本的にこの地方法人課税の論点という形でお話いただいたものについて、私も賛成させていただきます。その上で三つの点について申し上げますが、一つはそもそもの見方、二つ目に位置付け、そして事務面です。

そもそもということ言うと、今回の法人税率引下げはアベノミクスの成長戦略といえますか改革への姿勢を示すこと、また、日本の株式市場等の魅力を高めることですから、あくまでもそういった論点に沿って地方法人課税のあり方も議論をしていく

必要があるのではないのでしょうか。特にやはり我が国の法人税率の中で、実効税率の中で高い部分が地方の部分でもあるので、そこをどうするかが非常に重要ですし、ただ、一方で税のこと全体を考えると、課税ベースは拡大をしていくことも必要です。ドイツの法人税改革であったような、課税ベースの拡大の方向性を対外的に示して、成長戦略に向けて大きく打ち出すことが一つ重要だと思います。

二つ目の位置付けですが、この地方法人2税は税収に非常に左右されやすい。しかも地域間の偏在も高いことを考えると、安定的な面で適切でないことは幾つかの資料が示している点でもあるので、そういった中で地方税の法人所得にかかる課税のウェートを下げていくのは望ましいのでしょうか。その場合には地方税全体、もしくは税全体について考えることからすれば、法人税だけの中に留まらず、固定資産税や地方住民税などを含めた点について考える必要があるでしょうし、場合によってはこれは難しいかもしれませんが、消費税も含めた論点まで幅広い負担の拡大として行き着くことになると思います。

三つ目に事務面ですが、地方法人2税の応益課税としての性格を明確にしていく観点から見れば、ある程度外形標準課税の比率を高めていくことはやむを得ないと思います。ただ、法人事業税の付加価値割の対象を拡大していく場合には、法人の納税における事務負担が大きいということがあるので、例えば計算方法を簡素化する、また、場合によっては納税者の事務負担を十分に配慮していくというようなきめ細かさが必要になってくると思います。その辺りは十分な議論が必要ではないかと思う次第です。

○大田座長

ありがとうございます。佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

地方税の議論をしていて、外形標準化の話はいつも議論がねじれると思うのは、まず入口と出口が全く違うということ。入口は応益原則を徹底したい。構造改革を促したい。つまりできるだけ企業の選択に対して中立的でありたい。そうなっているかどうかはともかく。ところが、出口はといふとなぜか資本金は1億円以上の大企業に限定しています。これは果たして応益性にかなっているのかということになりますし、構造改革を本当に促すような課税ベースになっているのかというのが、一つ疑問点として残ります。

地方税はどうしても原則論が前に出てきてしまって、では帰結に果たしてどこまでの配慮があるのか。例えば先ほど、付加価値に課税しているので、生産要素の選択に対して中立的という御指摘がありましたが、経済学的にはそういったことはあり得なくて、というのは企業が最大化しようとしているのは付加価値ではなくて利益であって、人件費報酬は企業にとってみればコストなのです。ですから控除できる原材料と控除できない人件費の間で選択が中立的になるはずがありません。それは配当を控除してくれないから株式の出資に伴う資本コストが借入れより高くなると言っているの

と変わらないのです。ですから単純に企業の目的はあくまでも利益であると考えれば、人件費はやはりコストなのだと言えます。

それから、百歩譲って外形標準化が非常に大事だと言うときには、ある種、セカンドベスト的な議論だと思います。一方では赤字企業が多い、なかなかきちんと地方の税金を払ってくれない。でも、それは資本金1億円以下の中小企業が多いことと、やはりそれは法人税の制度自体の不備だと。それは前回、議論があった租税特別措置とか繰越欠損金とか、多分減価償却も一躍買っていると思いますが、やはり課税ベースが狭いという法人税の構造問題であって、だからこれは我々が散々議論しているように、法人税を見直すことによって是正するべきものだし、それから、いわゆる法人成りという形をとって赤字を作って生き残っている企業があるとするならば、これも分かっている話で、給与所得控除など、所得税にかかわる問題なので、むしろこちらに手を付けないことにはどうにもならない話だと思います。

ですから今ある他の制度をそのままにしておいて、外形標準課税という新しい制度を作って拡充して、それで問題を解決しようと言うことは、無理に無理を重ねて、冒頭に書かれているような簡素さを完全に失うことになると思います。分権化で税制が複雑になるとは一体どういうことだという話になるので、そこはやはり一定の配慮が必要ではないかと思います。

○大田座長

ありがとうございます。田近委員、お願いします。

○田近座長

多くの議論が出たので、多少それを私なりにまとめながら、新しい点も触れたいと思います。

まず議論の発端で赤字法人をどうするかは、今、佐藤委員が言われたように、別の課題として政府税調でも議論していくことで、座長もお引き取りになったと思います。

ではなぜこの外形標準課税なのかですが、先ほどから応益課税は必要だということは、委員全員の賛成というか、共通認識だと思います。

ただ、所得ベースから付加価値ベースに変えることで応益課税をしてよいのかが実は問題で、それは先ほど佐藤委員が言われた、入口と出口がねじれてしまうということで、付加価値ベースで外形標準課税をすれば、基本的にはそれは明らかに賃金に税金がかかることになります。

一方、実は私はこの問題に長いこと関わっていて、石井特別委員が総務省で現役の頃から議論をさせていただいた記憶もあり、そのときと、今言った認識は変わりませんが、今なぜこの議論をしているかという、やはりデフレ脱却と対内直接投資の促進が内閣の最重要課題として出ているからです。そうすると、ここで応益課税を、法人の課税ベースを変えることで、賃金税でやってよいのかというのが、せんじ詰めていくと一番根っこの問題のように思います。

それから、長いことやっている中で世界各国を歩いてきて、今日の資料には出ていませんが、ドイツで営業税という地方税、付加価値割あるいは賃金割のようなものがあったのですが、それは結局廃止されて、完全に所得割になりました。

それから、アメリカにも行ったのですが、ミシガンにシングル・ビジネス・タックスというものがあって、これは加算的な付加価値税でした。そこで議論になったのは、ミシガンに既存する付加価値というのは何なのかと。そうするとそれは売上げと雇用者数と資産と三つの要素があるが、どうするかということで、それは売上げだろう。ミシガンで車がどれだけ売れるかで付加価値を帰属させる。そこが第一弾です。

第二弾は、結局ミシガンでこのシングル・ビジネス・タックスが廃止されました。やはりリーマンショック等が起きて、その企業として、州として経済活性化するとき、この税は無理だと。その理由は先ほど申し上げたとおりです。

そういったことを考えると、やはり応益課税自体は私も必要だと思いますし、これから考えを深めなければいけません、それを、法人の課税ベースを変えるところが、実はこの問題の一番根っこの問題なのだと思います。変えることは悪いことではありませんが、それを賃金にシワ寄せすることが良いのか。それがデフレ脱却、対内直接投資に適合する我々の議論の整合的な答えなのかが問われていると思います。

損金算入の話は、これも受取配当や繰越欠損金の扱いと同じように、やむを得ないと思います。課税ベースを広げるために、やむを得ず最後の選択としてやるものとして考えられるのではないかと思います。

○大田座長

ありがとうございます。では、林特別委員、お願いします。

○林特別委員

まず応益性の話ですが、地方間では、先ほど神野会長代理が言われたようにオープンシステムなので、人と企業が動くわけです。結局、最終的な便益の帰着を考えるとときには、動かない課税ベースに帰着しますので、結局、土地に便益は帰着するしかないという話になります。

応益性の議論を突き詰めていくと、企業課税よりも固定資産税の土地の部分をどうするかという話に、少なくとも我々学術的に見ればそうならざるを得ません。ただ、先ほど石井特別委員からもお話があったように、税金を上げる、特に土地の税金を上げるとなると難しいこともあると思います。その辺りのロジックと、実際のプラクティカルなところのバランスをどのようにとるかは非常に難しい。応益性を余り前面に出すと議論的に難しくなるところがあると思います。それが一つです。

もちろん企業も一時的には便益を受けているので、最終的には経済学的にはなくなるという話ですが、ただ、そのときに便益を測る指標が果たして付加価値かどうかは様々な議論があると思うので、それも学術的には慎重に考えなければいけないという気がします。

最後に損金算入の話ですが、これは私も土居委員と諸富特別委員も言われたように、止めた方が良いと思います。理由は単純で、要するに「実効税率」などの訳の分からない言葉も使わなくてよくなりますし、結局は国税を下げることになると思いますので、企業の負担も基本的には平均的に変わらないということで、制度的にすっきりした方が分かりやすいので、最終的には6番に賛成したいと思います。

○大田座長

ありがとうございます。それでは、小幡特別委員、お願いします。

○小幡特別委員

今回、地方法人課税の論点が出てきたのは、全体の法人税を考えると、何とか国際競争力等から法人実効税率を下げられないかという観点から、地方の法人課税も考える必要があるということで出てきたのですが、今まで御議論があったように、国・地方の関係、あるいは地方間の偏在など、様々な難しい問題が絡んでいます。

基本的な考え方としては、地方に企業が来てくれるのは地方にとって大変ありがたいことですが、とにかくそこに根付いて企業として活動してもらおうということになれば、そこで何かしらの応益原則というか、一定の負担をしていただくのは当然であろうということから来ていますので、先ほど神野会長代理の報告にもあったように、そもそも国の法人税の法人所得と同じ対象にただ課税するのはおかしいのであって、そこは外形標準化という方向にいくのが本来の姿だろうと思います。

先ほどあったように、結局、企業は利益を求めるのだから、幾ら言ってもなかなか付加価値というのは本当に中立的にはならないのではないかという難しい議論もありますが、ただ、やはり同じものに地方法人税を課しているのでは、地方が応益原則で課すという本来の原則から外れるので、方向としては外形標準課税を広げていくという方法をせざるを得ないのではないのでしょうか。それが結果的には法人実効税率を上げていく結果になることは先ほどの説明にもありましたので、そのような方向なのかと思います。

問題は先ほどの報酬給与について課税することになることから、現在狙っている施策との関連でどうかということですが、ここは企業、業種によって多分違ってくると思いますが、先ほどの雇用安定の話もありますので、何とかそこを含めたシミュレーションをきっちりして、本当にどうなるのかをもう少し精査していただきたいと思います。

資本金1億円超の方を広げるか、1億円以下にもう少し広げるかについては、本来1億円超の法人数は1パーセントと非常に少ないので、それ以下の法人にももう少しとは思いますが、中小法人なので確かなかなか難しいかもしれませんが、もう一段階下げて広げるという可能性はないのかとも考えております。

それから、法人住民税均等割の増額は、本来の姿として検討すべきだと思います。

難しいのは6番目の論点ですが、損金算入については、税率を下げたり減税したり、

そういったことによる効果が確かに回り回って他の地方に影響する分もありますし、ドイツでも行われたということで魅力的だとは思いますが、果たして、固定資産税まで損金算入を認めないのか、そもそも経費というものをどのように見るかについて、非常に大きな影響があります。法人税限りで損金算入を認めないようにすることはあり得るかもしれませんが、考え方としてそこまで本当に踏み切ってよいのか、若干思うところがあるので、魅力的とは思いますが、より慎重な検討が必要だと思います。

○大田座長

ありがとうございます。岡村委員、お願いします。

○岡村委員

6番目の地方税の損金算入についてのみ意見を申し上げます。

私はこれには賛成であり、損金算入すべきではないと考えます。法人税の課税ベースをどう考えるかというところから少し考えた方がよいと思いますが、企業が最大化しようとするものは先ほども佐藤委員からお話が出たように利益であり、さらに言えば課税後の利益、手取りの利益です。ですからタックス・コストも最小化したい。これは企業にとっては当然のことだろうと思います。

しかし、法人税は損金算入していませんし、法人住民税も損金算入が認められていません。そして外形標準が導入されるまで、法人事業税と法人住民税はほとんど同じような課税ベースだったのに、なぜ後者が損金算入できないのに事業税は損金算入できるのかは非常に不思議な問題であったわけです。

今後は、損金算入は費用だからできるという考え方、もう一つ、フィルターをかけて、損金算入にふさわしいかどうかという問題、あるいは損金算入したときにどういった効果が生じるかを十分に考えた方がよいだろうと思います。

先ほどのドイツの例にもありましたが、地方税の損金算入を認めてしまうと結局のところ地方税と国税との間での干渉が起こってしまいます。つまり片方を減らせばもう一方が増えますし、片方が増えればもう一方が減りますから、そういった形で悪い干渉を起こしてくるので、ここは国と地方が独立した財源を持つという観点から考えても、損金算入はしない方がよいと考えます。

○大田座長

ありがとうございます。それでは、田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

まず結論がはっきりしないと曖昧になってしまうので、結論から先に言います。

資本金1億円以下の中小企業への適用拡大は論外であり、絶対に反対です。その理由は幾つかあります。一つは先ほどから応益性という話が出ていて、応益性とは何かですが、地方税で所得にかかわらず、負担している額は6.6兆円で、所得割より多いのです。そのうちのほとんどが欠損法人ですから、4.5兆円規模で担っています。要するに地方税を欠損の有無にかかわらず、負担していることがまず一つあります。

それから、海外で比較をした資料が有りませんが、地方税の中で企業の払っている税金の占める割合が日本は多いと聞いています。そのようなことから考えて、日本が特別に応益を企業が受けているのか、応益を負担していないのかという議論には少し抵抗があります。

三つ目は、先生方もお話しのとおり、中小企業は今の儲けが有る無しではなく、雇用を抱えています。特に地方では8割以上の雇用を抱えている中小企業を圧迫する税制であることは間違いないので、これは賛成できないと考えます。

企業は儲けが全てではなく、やはりコミュニティを維持したり、社会を維持したり、大事な役目があると思います。このような企業を潰してよいのかという議論をしないでいただきたいと思います。

また、法人事業税の損金不算入について、これもやはり損金不算入になった場合に結果的に税率の引上げになってしまいます。例えば800万円以下の収入しかない企業にとっては、今に比べると税率が増えてしまうようなことになってしまって、先ほど言っていた一番多い層、手を差し伸べなければならない層に良い影響が出ないことが一つです。応益性があるということであれば、それは費用と見なければならぬと思います。応益性がない部分については国税と一緒に考えて考える部分だと思えます。

○大田座長

ありがとうございます。森特別委員、お願いします。

○森特別委員

現場を預かる首長として、考えを述べさせていただきます。

我々地域は、少子高齢化や、東京都など大都会への人口流出など、ますます疲弊が進んでいるところで、そのような中で徹底した行政改革等を行った上でぎりぎりの財政運営をする中で、福祉の担い手として地域を支えているのが我々市町村だと思っています。

そういった中で地方法人課税は、市町村にとっても非常に大変貴重な財源であって、この地方財政に穴が開く形で法人実効税率を引き下げれば、地域の安定的な生活にも大きな影響を与えると思っていますし、もし引き下げて代替財源として先ほど個人住民税とか固定資産税といった個人に係る負担をお願いするのであれば、現在、消費税増税等をお願いしている中で国民の理解は得られないのではないかと思いますし、政府として低所得者対策等を講じる中で消費税率引上げに際して様々な施策を採っていますが、それらの政策との整合がとれていないのではないかと思います。

○大田座長

ありがとうございます。では土居委員、お願いします。

○土居委員

今、森特別委員が言われたように、地方財政が厳しいことは私もよく分かりますし、財政健全化は非常に大事だと思います。そういった意味でも法人実効税率を引き下げ

た後の地方の財源をどう確保するかを真剣に考えるべきだと思いますが、それを外形標準の拡大でやることは、少し筋が悪いのではないかと。むしろ、この論点の3番目にあるように、法人住民税の均等割の方が、企業の行動にできるだけ左右されない形で課税をするという意味では、むしろ外形標準課税の拡大より筋が良いと思います。

外形標準課税の適用拡大についてここで議論を伺っていると、やはり足元が透けて見えるとといいますか、結局は中小企業にはなかなか拡大しにくいという適用拡大を賛成される方も、結局は中小企業には拡大するのはいろいろな理由を付けて難しいというようにいろいろと言って及び腰になっているようにも思いますし、経済界の中でも付加価値割を増やしてもよいという声がありますが、これは所得割を減らして付加価値割を増やせば減税になるという思惑があるのではないかとという意味でも、もう少し特質などのようなことだけではなく、税の持っている性質そのものに注目して、きちんと議論をすることが私は必要だと思います。

そういった意味では、個人住民税や土地に対する固定資産税に対してももう少し応益性を高める形での課税。例えば個人住民税の均等割は、5,900万人しか納税していません。結局、国民の半分も、自分たちは市町村や都道府県から公共サービスの便益を受けていながら、5,900万人ぐらいしか均等割を納めていない実態もありますから、なかなか消費税増税の折、住民税の増税はお願いしにくいと言いながら、結局、払っているのは一体何人いるかを考えれば、そこは正面から負担していただくべき住民の方にはきちんと負担をお願いすることも、それは筋を通すべきではないかと思います。

○大田座長

ありがとうございます。では、佐々木特別委員。

○佐々木特別委員

様々な議論を聞いていると、非常に複雑に個別の税金の種類で対応したいと言っていますが、この地方税をどういじったって、東京の税収が維持されるのです。

要するに格差を一番縮めたいと言っているながら、同じ税率で同じ税システムでやると東京がまた一番上がるに決まっています。ですからこんなことをいろいろ細かいことを難しく言ってやるのが本当に良いのか。シンプルにやるというのが本当に私は賛成なのです。

なおかつ今、東京以外は、ある特殊な施設がある市町村以外はほとんど赤字です。赤字のところを助けようと思ったら、当然儲かっているところはもっと儲かるわけですから、本当にそんなことがしたいのかをよく考えて、やはりもっとシンプルにいかないといけません。結果的には財源不足の解消と偏在・格差というのは分けて考えなければいけない。そのように思います。

とにかく厳しい地方財政は、やはりきちんと確保しなければいけません。間違いなく確保しなければいけない。ですからそのときに何でやっていくかといったときに、様々なシステムの税率を変えたり適用範囲を決めたりしても、結局、東京だけが増え

るという仕組みでやっても全く意味がありません。ですからそういった意味ならもつと大胆に言えば、法人所得課税については全て国税にして再配分してもよい話です。今やっている議論では格差も増えるし、財源の不足と格差を混同したこういった議論は、そろそろ違うのではないかと思います。

それから、先ほどどなたかが言われたように、地方税の中での外形課税は今、平成23年度で6.6兆円の中で、欠損法人でも4.5兆円払っているというお話がありました。要するに赤字企業と欠損法人は違いますが、欠損企業に4.5兆円も払わせておいて、もうこれを5兆、6兆円にしますと言って、儲からない古い企業は退場してくださいというのはほとんど中小企業になります。本当にそんなことをセーフティ・ネットがまだ未整備なときに、本気でやるのでしょうか。学問の上での税制と本当に苦しい地方と、現実的に血を通わせて話さないとうとうもおかしくなると思いますので、ぜひシンプルに議論していただきたいと思います。

○大田座長

石井特別委員、お願いします。

○石井特別委員

まず、外形標準課税にしても東京都が儲かるだけという話がありましたが、少なくとも格差という点で言うと法人の所得に課税するより、付加価値などの外形に課税した方が、東京とそれ以外のところの格差が縮まるのは事実ですから、御認識いただきたいと思います。

それから、先ほど法人課税に占める地方の比率が多いというお話がありましたが、私の資料の2枚目を御覧いただくと、地方はやはり産業振興、社会資本整備、教育、警察・消防など様々な行政サービスをしていて、それといただいている法人関係税の比率から見ると、かなり少ないとも言えます。

もう一つは、諸外国と比較すると、ドイツやカナダなどと比べても、日本はかなり地方が行政サービスをやっています。したがって、地方税が対GDP比などで見てある程度多くなるのはやむを得ません。一方で地方はただおいしいものを食って楽をしているかという、次のページを御覧いただくと、この10年、20年、率直に言って様々な見方があると思いますが、国よりも地方の方が職員もはるかに減らして、給料も減らしてきましたし、この間、増えているのは社会保障関係費で、3ページの下の方を御覧いただくと公務員の給与と公共施設、社会資本整備は減っています。社会資本整備もかつての半分以下になっていますから、トンネルが崩落するなど、そういった状況が起きていて、ではどうするのかと。そこで今、国土強靱化法ができています。

そういった中で、ではどうやって国民が安心して地域で暮らせるように、必要な税収も確保しながら一方で法人関係税、実効税率をいかに引き下げるかという現実的な話を今、していると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○大田座長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

私の資料も、添付資料の7ページにあるように、要するに法人の関係の地方税は東京と比べると全て5倍以上違います。少し縮まっても駄目で、確実に税源を確保された方が良いでしょう。私は味方をしているのですから、間違えないようにしてください。

○大田座長

ありがとうございます。では沼尾委員、お願いします。

○沼尾委員

これまで様々な議論が出てきているので、発言として重なってしまう部分もあるかと思いますが、論点に沿ってコメントを申し上げます。

先ほどから地方の様々な行政サービス、警察、消防、インフラの整備といったことに関して、法人も一定の受益を受けているのではないかという話がありました。そのほかにも私は基礎自治体あるいは広域自治体を回っていてもそうですが、実際に例えば事業所の立地の確保の問題とか、あるいは従業員の教育の問題とか、場合によっては必要な技術者をどのように手当するかといったところまで、かなりきめ細かく、自治体は企業の身になって様々なサービスを提供しているという認識を持っています。

そうすると、インフラ整備以外のところで、実際にそうした事業活動に関して様々な支援をしています。それに対して一定の付加価値を生み出していますので、それに見合う負担を求めるという考え方は、非常に理にかなっていると考えます。

そのように考えますと、現在、所得割でやっている部分に関してより付加価値割の部分を広げていくという考え方に、私自身は賛成です。ただ、その一方で先ほどから議論が出ているとおり、中小法人をどのように考えるかは、実際に負担がどうなるかを検証しながら慎重に考えていく必要があると思いますが、本来の原則論からいくと広げていくことは考えられてよいと思います。ただ、それ以外の影響も見据えた上で順次対応していくことが必要だろうと思います。そうすると、最初は資本金1億円超の企業から所得割部分、付加価値割に変えていくという対応が可能ではないかと思えます。

それから、先ほどから、給与課税になってしまうという議論がありますが、現在の例えば法人事業税について所得割でやっている部分が付加価値割になることで、黒字企業の部分の負担がある程度減って、それを幅広く皆さんで応益原則に基づいて負担をしていこうということですので、総額としての負担額が大幅に増えるのではなく、負担の配分のあり方をどう見直すかという議論だと思います。

そのように考えると、諸富特別委員が言われたとおり、付加価値割でやっていくことは生産要素の選択に対しても中立的ですし、それをどのように配分するかによっても税負担は変わりませんので、これは非常に望ましい方法ではないかと思えます。

○大田座長

ありがとうございます。それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

まず、今の直前の御意見にコメントですが、企業は別に税額を最小化しようとしているのではなく、あくまでも課税後の利益を最大化しているので、利益の中で人件費はあくまでもコストなので、税金から引かれるコストと、引いてくれないコストはやはり違います。その二つのコストの間で中立性が保てるはずがないというのは、経済学的に考えればそれは常識かなという気がします。

あと、地方の財政は非常に大変であり、その財政を様々な税で支えなければいけないというのはそのとおりだと思いますが、それを法人課税だけで支えようというのは無理があります。そこは決して法人課税自体をゼロにしろと言うつもりはありませんが、やはりそれを固定資産税であれ個人住民税であれ、それはもちろん交付税も含めてです。幅広に構えていかないといけないと思います。

私の意見だけで簡単にですが、やはり地方税の議論は原則と結果が余りにも違います。原則は常に美しく、応益原則でと言いますが、帰結がそうなっているかと言われると、先ほども言ったとおり結果的には雇用を阻害してしまったり、結果的には1億円以上であろうが何だろうが、特定の企業に負担のしわ寄せが偏っていたりということがありますし、よく固定資産税や個人住民税のシフトは、企業課税から個人課税への負担の転換だという主張もありますが、もともと企業課税は誰が最終的に負担しているのかという議論にも立ち返らなければいけなくて、これはたびたび田近委員などが言われているとおりですが、グローバル化していく中で結局、法人税の負担はどのような形で我々の生活に及んでいるかを考えれば、それは雇用の減少であり、労働者あるいは土地の所有者、工場が出ていってしまえば地下が下落するわけですから、そういったところにしわ寄せがいつている現実を踏まえて、実態に即して考えないと、美しい話だけ並べていてもいかんともしがたいという気がします。

○大田座長

ありがとうございます。上西特別委員、お願いします。

○上西特別委員

事業税と固定資産税の内容について、先ほど事業税の所得割については損金不算入も一つの選択肢であり、固定資産税については否定的な発言をしました。税制は負担の公平のほか、簡素な仕組みであることや、経済活動における選択をゆがめないという中立性の問題、すなわち公平・簡素・中立です。こうしたものが常に考えられなければいけないと思いますし、とりわけ基本的なフレームワークを変えるときは、その視点が重要であろうと考えます。

そして、法人が自ら所有せずに賃借した場合、その賃借料は全額損金になり、自ら所有したらその固定資産税部分は不算入になるということが、同じ法人の間で中立性

が保たれるかどうかという問題もありますし、法人と個人、これはあくまでも地方法人課税の議論ですが、固定資産税の性質を考えると法人と個人で違うのか。もし違うとすれば個人についても必要経費不算入となるのかという問題が生じて、その部分についても議論しておくべきではないかと申し上げておきます。

○大田座長

ありがとうございます。諸富特別委員、どうぞ。

○諸富特別委員

法人課税に関する税率を下げる場合に課税ベースの議論が続いていますが、もちろん法人課税で全て税収のロスとなるものをまかなわなければいけないわけではないと思います。そういった意味では委員の皆さんが提案されているように、固定資産税など様々な議論が出てきていますが、私にはそのようなことでいくと、一つ焦点を当てなければいけないのは資本所得課税ではないかと思います。

資本所得課税ですが、例えば利子配当、株式等の譲渡益がありますが、これに関する課税をどうするかです。私の理念系としては、北欧がグローバル化に伴って包括的所得税を解体させていく中で、一方で労働所得と資本所得を分けて、資本所得課税を法人税率などと合わせる形で対応しました。ですから実物資本に投資をしようが、金融所得に投資をしようが、リターンに対して同じ税率という形で対応させたのですが、そのようなことでいくと日本はそのそごがあり、今の段階でいくと、法人税率と資本所得課税、20パーセントですが、相当開きがあります。ここでもし法人税率を25パーセントにするのであれば、例えば資本所得課税を25パーセントに上げていく形で均等化していくのが一つの方法としてあり得るのではないのでしょうか。

そのときに総務省の資料19ページですが、例えば地方レベルで、必ずしも地方レベルでやらなければいけないわけではないのですが、全て外形標準化で税収を上げられないのであれば、例えば利子割、配当割、株式等譲渡所得割は今、税率5パーセントですが、これを例えば5パーセント引き上げて住民税率10パーセントと均等化させるとか、もちろんそれは国税の方で引き上げているからよいのですが、そういった形で資本所得課税に焦点を当てて課税をしていく。例えば住民税の均等割に課税していく方法もありますが、税制の応能性も考えなければいけないと思いますし、均等割で課税すると逆進性が強いと私自身は個人的に懸念をしています。

○大田座長

梅澤特別委員、お願いします。

○梅澤特別委員

まず外形標準課税をここで議論されている総論には、私は賛成です。

様々な論点があって、結局どの評価軸を最も重視するかという選択だと思いますが、私はここで重視すべきは日本全体の産業立地競争力を高め、経済活動の活性化あるいは対内直接投資の誘発を目指すことだと考えているので、その論点に立てば所得割部

分の税率を何としても下げていくという方向が恐らく大事なのだろうと考えています。

二点目ですが、私自身も法人課税の枠内での税収中立には必ずしもこだわる必要はないと考えています。したがって、他の手段があるのであれば、代替手段を考えていただくということでも構いませんが、応益性の観点から課税ベースを広げていきましようという原則論を言うのであれば、これは資本金1億円超という縛りを外して、基本的に全ての企業に対して同じ原則を当てはめていくべきであろうと考えます。

関連して三点目。これは人件費にかかる税で中小企業を潰すことになるのではないかという意見が何人かの委員からありました。これは個別の中小企業の退出を促すことにはなるかもしれませんが、結果として不採算な、あるいは競争力がない中小企業は退出をして、そこで生まれた空白には、より競争力の強い会社が雇用を創ってシェアをとるという入れ替わりが起こるのが基本だと考えます。したがって、これは中小企業の退室を促したからといって、それが日本の雇用を破壊する。結果的に経済活動を破壊することにはつながらないのではないかと考えます。

○大田座長

ありがとうございます。翁委員、お願いします。

○翁委員

私は地方法人課税の見直しに関しては、まず地方税の体系をどう考えるのかというのが最初に議論される必要があると思います。その意味で佐藤委員が書かれています。今の地方税は偏在とか不安定性とか様々な問題を併せ持っているので、地方法人課税を議論する際には、やはり住民税や固定資産税のあり方をどう考えるのかという議論を初めにした上で、地方法人課税をどう考えていくかという議論が必要であると思いますので、まずその地方税全体の改革の絵を考えながらこの議論をしていく必要があるということが一つ目です。

この地方法人課税そのものに関しては、応益性を高めていくという理念をこれからも追求していく必要があると考えています。その点で外形標準課税や、均等割の増額なども検討項目として挙がっていますが、この点も議論していく必要があると思いますし、また、論点の5番目ですが、これからの地域の産業は生産性を高めていくことが極めて重要であると考えていますので、地方税において生産性が高い事業者にのみ負担が及ぶことがないようにするという視点も非常に重要だと思います。

最後に損金算入について、考え方の整理が基本的にまだなされていないように思いますので、ここをきちんと整理して、損金算入の制限も考えていく必要があるのではないかと思います。

○大田座長

ありがとうございます。では田近委員、お願いします。

○田近座長

議論はいろいろと出ているので、対内直投に関連した議論をもう一度させていただ

きます。

外形標準課税の強化で実は黒字法人の負担が減って、赤字法人が増える。バランスの話という議論もありましたが、時間軸がないような気がします。対内直投、日本に企業が来る、あるいは日本の企業が外国に行っても最初は固定的な費用がかかって赤字が出てくる。そのときにWelcome to Japan、しかしその時点で人を雇用したら税金も払ってくださいというのがWelcome to Japanになるのか。そうはならないからドイツでも営業税で付加価値部分は止めました。あるいは多くの国、新興国は特にTax Holidayと言って利益が出るまでは法人税をかけないということを書いて、利益が出るまではかけません。しかし、賃金税は課税しますというのはあり得ない。固定資産税は考え方としてはあり得ます。それは利益が上がっても上がらなくてもその土地を利用することに負担を求める。ただ、何度も言うように賃金に着目して応益だと言うのは、今、私が申し上げているのは対内直投の話ですが、それは筋が通りませんから、ほぼ世界中の国で止めてきたのだと私は思います。

○大田座長

神野先生、お願いします。

○神野会長代理

ドイツの営業税についてという財務省の資料の2ページ目を御覧いただければと思います。営業税額、賦課率、これは税率とお考えいただいて構いません。それから、課税指数というものが入っています。ドイツの営業税はもともと営業収益にかかるもの、賃金にかかるもの、資本金にかかるもの、このように幾つもの税から成り立っていて、それぞれに課税指数を掛け、そして一回の税率で掛けるという構造になっていました。そのうち賃金部分等は廃止したという経緯がありますが、これは例えば、東ドイツを統合したときに、東ドイツに対して営業資本税は執行できなかった。なぜなら東ドイツの企業はどれも赤字企業でしたから、当然のことながらできませんでした。そこでブリュッセルが全面的にドイツに適用しないのであれば、これは不当な補助金とみなすという勧告があって、ドイツはやむを得ずこれを廃止したのです。事情が違うのです。

○田近座長

生き字引みたいなので、たまたま佐々木特別委員の資料で。

○神野会長代理

佐々木特別委員の資料を御覧いただいても、母国であるフランスでは復活していませんし、イタリアが抜けていますが、イタリアはやっています。

○田近座長

営業税の賃金部分は、1980年に廃止されています。事実認識はともかく、現場で聞いてきた話がそれで、やはり外国から企業に来てもらうときに固定費用になる部分。それは、一つは付加価値割の部分と、実は社会保障費の部分、二つが挙げられます。

申し上げたかったのは、企業にとっての固定費用になるもののベースをどこに求めるかというのがここでの 이슈で、応益課税はいけないとは誰も言っていないのです。

○神野会長代理

いずれにしてもが、リチャード・バードが最近そういった地方における付加価値税としての企業課税の論文をまとめるなどしていますので、事務局で今の実態はどうなっているか資料を出していただいでよいでしょうか。諸富特別委員が調べに行ったそうですが、ミシガン州はやっぱりやらなかったりして、今どうなっているかも私は分かりません。中小企業の利益を持っている政権ができると付加価値割を廃止するのです。大企業の利益を持っている政権ができるとまた復活してと。

○大田座長

事実関係はまた事務局の方でお調べいただくようお願いします。

○田近座長

私もミシガン州には足を運んでこの耳で聞きとってきて、2007年か2008年に止めたのも、知事は分かりませんが、共和党の人かもしれないし、ですから事実認識に何かインフレートしてお話しているわけではありません。

○大田座長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

まずは税収中立の話や付加価値額の各生産要素に対する中立性は、皆さん中立、中立とおっしゃいますが、どういったことを中立と言っているのでしょうか。

それから、大田座長が最初の第1回で出された論点も、単年度で税収中立ではなく、複数年度で中立と書いてあります。

ですから確かにどこを称して中立と言うのかよく考えなければいけなくて、例えば2009年辺りの国税の法人税収は6兆4千億円しかありません。ですが、多分、今年は10兆数千億円を超え、去年は9兆8千億円という感じです。どこで中立なのでしょう。景気と環境の問題が全く関係なしに、教科書の上では単年度でやっている中立というのだったら、逆に言うと下手すると3割程度法人税を下げなければいけません。個人的にはそんなことはないと思いますが、やはりそれはなぜかと言うと、欠損法人が2009年には53パーセント近くあったものが、2012年には37パーセントまで減っています。資本金1億円以上のところは。ですから税金を払っているところがきちんと回復してきています。それをある単年度で見るとそうだが、では前年度から給料を増やしたら利益が減っているかと言うと、2013年はあれだけ給料を上げるぞと言って一生懸命頑張って、2013年中だって1.83パーセント上がっています。平均が利益1.83パーセント減ったかと言うと、そんなことはありません。きちんと収益も上がっています。

ですから単年度で、教科書の中で見ている中立の話と、実際の環境で景気が変わってきているときの中立は違いますし、どこを標準にして考えて税収中立と言うかによ

って、今これからやろうとしている税のシステムの変更は全く変わってきてしまいます。ですから、もう少しダイナミックな議論をぜひお願いしたいのと、先ほど梅澤特別委員からも出てきている、企業は退出しろというのは、理屈では、経済学の教科書ではよいのですが、日本が3.6パーセントの失業率のままでいられないことだけは確かです。退出した企業のところに新しい企業が入ってきても前の人たちはスペック・ミスマッチですから同じようには働きません。

○大田座長

そろそろよろしいでしょうか。

○佐々木特別委員

セーフティ・ネットがしっかりしていないときに、新陳代謝で水呑百姓は赤字だからお代官様が税金を上げますと言っても、死んでしまったらおしまいです。

○大田座長

では石井特別委員、お願いします。

○石井特別委員

佐々木特別委員は大変高い御見識の方だと思うので、よくお分かりの上で言われていると思いますが、いずれにしてもこれから経済成長を3パーセント続けたとしても、2020年にプライマリー・バランス黒字にはならないので、そのようなことを前提にして、多分、佐々木特別委員ほどの人だから、企業さえよければ国が減びてもよいと思われるわけではないと思うので、私が先ほど中立的にと言ったことには、何も法人税のところだけにこだわっているわけではありませんが、全般としてこの国は経済活性化ももちろん大事ですが、最終的に日本の国が成り立つような税制にしていかなければいけないので、我々もそのような短視眼的な地方だけ良ければ良いと言っているわけではありませぬので、ぜひ一つ御理解いただきたいと思います。

○佐々木特別委員

今、諮問会議で、プライマリー・バランス赤字の対GDP比を2015年度で半減、2020年度でプライマリー・バランスの黒字化という話をしていて、内閣府の試算でも確かに20年度でマイナス1.9パーセント残る。これを前提に当然話をしていきます。その中で2014年度の予算で基本的には4兆円返せば半減にきちんと目標がいくところを5.2兆円返しています。今の流れでいくと、2015年度ではマイナス3.3パーセントではなく、もう少し上にいける。そうすると、それでローンチしていくと1.9パーセントにはもう少し届きませんが、1パーセント程度までは行ける可能性はあります。そこで2015年までに例えばもう一度1.2兆円余計に直す予算ができてくれば、その範囲の中で法人税減税に充てることで、法人の活性化を起し、最初に使ったお金よりはもう少し1.9パーセントのところまで一生懸命頑張るって、1パーセントぐらいから改善していくことでもう一度その間の成長戦略も含めてやっていきたいと思いますというのが、今、諮問会議でいろいろ議論をしているところです。

○大田座長

ありがとうございます。では、田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

続きで、退出しろという議論はそのとおりですが、生産性だけでそのような議論をしてよいのかについては、反対の意見を改めて言わせていただきます。

企業は立地だとか資本だとか、その特性があって、その特性に合わせた政策が必要だと思います。もしそうしなければ東京だけが独り勝ちをして、他は要らないという議論になります。それから、資本が集まるところが全て利益を吸収してしまうという話になります。それはやはり全体の話を見ながら、兼ね合いの中で議論をすることだと思しますので、中小企業対策はしっかりやっていただきたいと考えています。

○大田座長

ありがとうございます。

では論点に戻りまして、今までの議論を簡単にまとめます。まとめると言っても、今日は見事に意見が分かれています。課税ベースを拡大する、応益性で課税する、簡素さが重要である。ここは皆さん一致するのですが、その方法といいますか、具体的に税をどうするかで分かれています。

まず1番目、付加価値割の比重を高めるかどうか。これは見事に分かれています。賛成の方は応益性とか税収の安定性、企業間の負担の配分につながるという意見。反対は賃金課税と同じであって、雇用にマイナスである。それから、対内直接投資という点からはマイナスになってくる。企業にとっては固定費用だというものです。

2番目の資本金1億円以下のところにも法人事業税の外形標準課税を広げるかどうかというところ、これも意見が分かれています、どちらかと言うとそれは反対だという意見が多いです。反対というよりも、まず1番を優先して、2番を後にすべきだという意見。それから、中小企業の方が、労働分配率が高いから、より外形を入れることが効いてくるということです。ただ、課税ベース拡大という観点からは広げるべきだという強い御意見もありました。

3番目、この住民税均等割については、それほど御意見は多くなかったのですが、これも意見が分かれています、賛成論としては企業行動に影響を与えない。応益の観点からは均等割でしょう。ただ、それは逆進性につながるのではないかという反対の意見がありました。

4番に関しては広く検討すべき。これは一致しています。反対はなかったように思います。ただ、現実的には難しいのではないかという御意見はありました。

5番目、応益性という観点から賛成ということで、4番と5番は、反対はなかったように思います。

○田中特別委員

私は反対です。

○大田座長

4番、5番、両方反対でしょうか。

○田中特別委員

5番について反対です。

○大田座長

6番に関しては、どちらかと言うと財源としてやむを得ないのではないかというところまで入れると、損金算入しないという御意見の方が多かったです。賛成理由としてはその財源に入れることと、国と地方で明確に区分することです。

反対、つまり損金算入すべきという意見は、これは応益であるとすれば認めないのが当然ではないかという御意見でした。

あと、出てきた意見で金融所得課税、これは諸富特別委員から出てきましたが、これについては国税にも関連しますので、別途の機会に議論したいと思います。

法人成りの話は次回、議論します。

今のまとめ、まとめになっていないのですが、どうしても違ったという方がおられたら、お願いします。

○田中特別委員

6番について、応益であれば損金算入すべきでないかという意見を私は言いました。

○大田座長

損金算入すべきですね。応益だから損金算入すべき。済みません、私の言い間違いです。そのようにメモをしているのですが、言い間違いです。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

先ほど言わなければいけなかったのを言い忘れていたのですが、外形標準課税の付加価値割の中には当然法人の所得も入ってきますから、外形標準化によって実効税率は下げられるとは言いますが、結局、外形標準課税の一部に法人所得も入っていますから、そこをカウントすると本当にどこまで下げたことになるのかは、制度的に法人税とは違うから実効税率ではないと言うと、多分その実効税率は本当の意味では実効的ではないこととなりますので、そこを考慮した上での引下げ論でないといけないということだけ付け加えさせてください。

○大田座長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。今日のこの真っ二つに割れた議論をどうしていくかは少し考えさせていただきます。

神野会長代理、お願いします。

○神野会長代理

今日の議論も、法人課税ではない、例えば地方税をどうするかという議論になるので、このような問題はここで扱うのか、あるいは基礎問題小委員会で扱うのか、これ

は会長の御判断ですが、これは少し考えておいていただければと思います。

もう一つ、それと関連して金融資産所得課税ですが、こちらの方も課税の公平から考慮すべきという御意見も出ましたが、それを含めて新税、どこの国でも法人税の引下げをやったとき、割と大きな国では例えば銀行税を導入する、あるいは私の思い付きで言えば、現在眠っている地価税に金融資産を含めて富裕税として息を吹き返らせる等を含めて、場合によっては投資を促進する意味で内部留保課税、これは内部留保税と言ってもよいかもかもしれませんが、既存の租税ではなく新税を含めた検討をしてもよいのではないかと思います。

○大田座長

では佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

内部留保課税は確かに財務省の方で今、やっておられると聞いていますが、要するに内部留保はそこにお金があると思ったら大間違いで、2012年も304兆円のうち本当に現金で持っているのは168兆円です。そのうち中小企業が持っているのが101兆円。これを250万社で割ると1社当たり3,000万から4,000万円しか持っていないのです。弊社でも基本的には現金は2,000億円しか持っていない。2,000億円は何に使っているかというと、運転資金で材料を1か月買うのに必要なお金が2,000億円です。ですから内部留保というと大黒屋の蔵に小判がたくさんあるように思われているかもしれませんが、そうではありません。運転資金に税金をかけたなら成長などありません。

○大田座長

では岡村委員、お願いします。

○岡村委員

法人成りに関しての留保金課税の制度が現在ありますから、それを含めて議論すべきだと思います。

○大田座長

今の内部留保に対する課税を財務省がやっているというのは、私は一切認識していません。

○佐々木特別委員

済みません、やっているのではなく、検討している、です。

○大田座長

検討していることも私は一切認識していません。

固定資産税や個人住民税を議論する場合に、この法人課税DGでは扱わないというのは、もちろんそのとおりだと私は思います。

一点言い忘れしました。6番目の損金算入するかどうかについて、財源まで含めると損金算入しないという方がやや多かったのですが、これに加えて性格によって分けるべきではないかという御意見が幾つかありました。つまり固定資産税や事業税などは、

性格で分けて、損金算入しない方が良い税があるのではという御意見がありました。

以上で今日の議論は終わらせていただきます。活発な御議論、ありがとうございました。

今回は第5回ですが、法人成りを含めた中小法人課税、公益法人等課税で、5月9日の13時から開催します。今回は法人課税DGに続けて、総会を開催する予定です。正式な御案内は事務方より御連絡します。

ここで中里会長から次回の総会についてのアナウンスがありますので、よろしくお願い致します。

○中里会長

少しハウスキーピング・マターでお時間をください。私もこれが初めての発言です。

熱のこもった御議論、本当にありがとうございます。このくらい迫力があると政府税調らしくて良いです。また頑張りましょう。

他税目については、これは1回目の基礎問題小委員会で扱いますので、神野会長代理、そのように御理解ください。

次回の総会は先ほど大田座長からお話しいただいたように、5月9日は、法人課税DGに引き続いて総会を開催します。そこでは、働き方の選択に対して中立的な税制についての議論を開始したいと思います。

これに当たり、税制を検討していく上で踏まえるべき経済社会の変化等について広くお話を伺うため、有識者の方々からのヒアリングを実施したいと考えています。具体的には日本総合研究所調査部の山田久部長から、産業構造の変化を踏まえた労働市場の変革や政策対応のあり方、東京大学の人文社会系研究科の白波瀬佐和子教授から、社会学の観点を踏まえ所得分配政策のあり方や、これは重要な観点でしょうが、女性の労働参加の促進、そして、横浜国立大学国際社会科学研究院の近藤絢子准教授から、労働経済学の観点を踏まえて、労働市場の状況や労働政策のあり方についてお話を伺う予定です。これはぜひ積極的に御参加いただきたいと思います。

なお、本日も議論のあった2020年のプライマリー・バランスの議論ですが、これも今、考えましたが、どこかでもう一度、多分、基礎問題小委員会などになると思いますが、しっかりと扱う必要があるのではないかと。その上で基礎認識を持ちませんと、ここは基本ですから、その方が良いと思いますので、よろしくお願い致します。

○大田座長

ありがとうございました。

それでは、法人課税DGはこれで終わります。この後、国際課税DGの議論を開催します。5分間の休憩を挟んで4時10分から開催します。国際課税DGに所属されていない方も、御都合の良い方はぜひお残りください。

では、どうもありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。